

一般建築物石綿含有建材調査者講習 修了考査(2022)

受講番号

氏名

I 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

第1問 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、建物調査報告書の作成を省略することが出来る。
- ② 1995（平成7）年、石綿を1重量パーセントを超えて含有する吹付け作業が原則禁止と強化され、労働安全衛生法施行令の改正で、茶石綿（アモサイト）・青石綿（クロシドライト）の製造などの禁止が行われた。
- ③ 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2に該当する建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
- ④ 令和4年4月から、解体工事部分の床面積の合計が100m²以上の建築物の解体工事は、工事開始前までに、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。

第2問 「石綿の定義、種類、特性」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

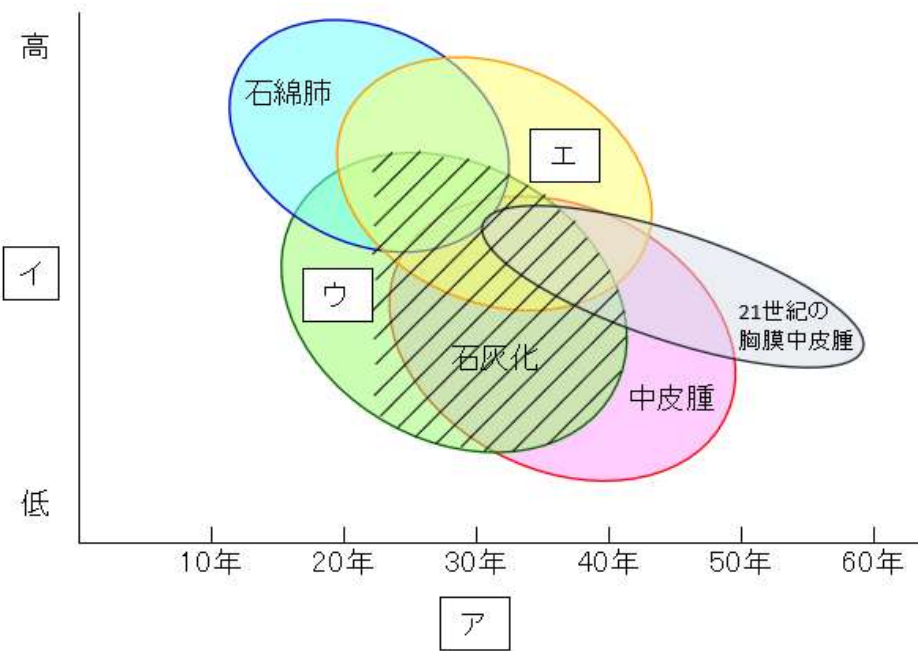
- ① 石綿とは、自然界に存在する硫酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の全ての総称である。
- ② 角閃石系に分類される石綿のクリソタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。
- ③ 石綿の特性として、引張りには弱い、摩擦・摩耗には強い点がある。
- ④ 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル2の石綿含有建材には、保温材、断熱材、耐火被覆材が分類され、煙突断熱材も含まれる。

第3問 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有建材の切断や加工・清掃作業時は、大気中の石綿濃度が数 f /mL～数100 f /mLの中等度の場合が多かったことが報告されている。
- ② 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1. 鼻腔」→「2. 咽頭」→「3. 気管」→「4. 気管支」→「5. 肺胞」→「6. 細気管支」である。
- ③ 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水などがあるが、びまん性胸膜肥厚はこれに該当しない。
- ④ 非喫煙者の肺がんリスクは、非石綿ばく露労働者1.0に対し、石綿ばく露労働者は約2倍となっている。

第4問 下図は、石綿ばく露と石綿関連疾患の発症に関するものである。選択肢①、②、③、④は、図中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する単語を示したものである。単語の組合せとして正しいものを選びなさい。

- ① ア) 石綿ばく露年数
イ) 石綿濃度
ウ) 胸膜プラーク
エ) 肺がん
- ② ア) 潜伏期間(年)
イ) 石綿濃度
ウ) 胸膜プラーク
エ) 肺がん
- ③ ア) 潜伏期間(年)
イ) 石綿ばく露量
ウ) 胸膜プラーク
エ) 肺がん
- ④ ア) 石綿ばく露年数
イ) 石綿ばく露量
ウ) 肺がん
エ) 胸膜プラーク



第5問 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（建設業以外）」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100名を超えていて、疾患としては、石綿肺が最も多い。
- ② 建設業の石綿ばく露は、主に(1)新築時の吹付け、切断、加工等によるもの、(2)建築物維持管理・補修等の吹付け石綿及び飛散しやすい石綿含有建材によるもの、(3)建築物改築及び解体時の石綿含有建材によるものの3種類である。
- ③ 中皮腫の死亡率は石綿ばく露量に比例し、肺がんの死亡率は石綿ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
- ④ 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、高齢者が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。

Ⅱ 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2

第1問 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 解体等工事が平成18（2006）年9月1日以降に工事着手した建築物の解体、改修等の建設工事に該当する場合でも、特定建築材料の有無の目視調査は必要である。
- ② 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物等の解体のみが対象となる。
- ③ 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に1968（昭和43）年に制定された。
- ④ 建築基準法では、建築物等の増改築時には、吹付け石綿および石綿含有吹付けロックウールを全て除去することが義務付けられており、例外の適用はない。

第2問 下表は、建設リサイクル法の対象建設工事と規模である。選択肢①、②、③、④は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する規模を示したものである。規模の組合せとして正しいものを選びなさい。

- ① ア) 建築物の床面積の合計80m²以上
イ) 建築物の床面積の合計500m²以上
ウ) 請負代金の額500万円（税込）以上
エ) 請負代金の額1億円（税込）以上
- ② ア) 建築物の床面積の合計100m²以上
イ) 建築物の床面積の合計500m²以上
ウ) 請負代金の額500万円（税込）以上
エ) 請負代金の額1億円（税込）以上
- ③ ア) 請負代金の額500万円（税込）以上
イ) 請負代金の額1億円（税込）以上
ウ) 建築物の床面積の合計80m²以上
エ) 建築物の床面積の合計500m²以上
- ④ ア) 請負代金の額500万円（税込）以上
イ) 請負代金の額1億円（税込）以上
ウ) 建築物の床面積の合計100m²以上
エ) 建築物の床面積の合計500m²以上

No.	対象建設工事	規模
1	建築物に係る解体工事	ア
2	建築物に係る新築工事・増築工事	イ
3	建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事	ウ
4	建築物に係る新築工事等であって、新築又は増築の工事に該当しないもの	エ

第3問 「リスク・コミュニケーション」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみに影響を及ぼす。
- ② リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることが重要である。
- ③ リスク管理の6つのプロセスのうち「評価」の方法は、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析があるが、関係者との議論は含まれない。
- ④ 日本国内においては、石綿の飛散防止に関して、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションのガイドラインは公表されていない。

第4問 「石綿含有建材調査者」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 石綿は建築物以外では、鉄道施設、発電所、化学プラント、清掃工場及び各種の設備に併設される煙突などの工作物のみに多く使用されてきたが、機械・工具の類には使用されていない。
- ② 解体・改修工事の施工者や建築物の所有者などは、石綿含有建材調査者の実施した調査結果に基づいて、工事の施工方法を決定したり、使用中の石綿含有建材に対する対策を講じる。
- ③ 調査対象の石綿含有建材の劣化が進んでいて、早期に何らかの対策が必要であっても、石綿含有建材調査者はその旨を所有者などに報告する必要はない。
- ④ 石綿含有建材調査者には、石綿の分析技術に関する知識は必要とされていない。

第5問 「事前調査の具体的手順の例」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿なし」とみなすことが基本となる。
- ② 書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、書面調査を省略してもよい。
- ③ 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、目視調査で必ず試料採取・分析を行い、判定しなければならない。
- ④ 目視調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、現場の状況を優先する。

Ⅲ 石綿含有建材の建築図面調査

第1問 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法では、建築物の利用者、人口密度に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。
- ② 建築基準法では、国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の防火規制を定めている。
- ③ 建築基準法において「柱及び構造上重要ではない間柱、附け柱」は、建築物の主要構造部である。
- ④ 建築基準法において「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分で隣棟から延焼を受けたり、及ぼしたりするおそれのある範囲を指し、道路境界線より1階にあつては3m以内、2階以上にあつては5m以内の距離にある建物の部分をいう。

第2問 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能は同一である。
- ② 建築基準法において、建築物の最上階及び最上階から数えた階数が「2以上で4以内の階」における「柱」の要求耐火性能は、「3時間」である。
- ③ 建築基準法において、「1時間耐火」とは、1時間の火熱でも構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない性能をいう。
- ④ 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「30分間」である。

第3問 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法において、面積区画、高層区画、堅穴区画と接する外壁は、接する部分を含み90cm以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。
- ② 建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、垂直方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。
- ③ S造の建築物の調査で特に注意することとして、主要構造部のうち壁、柱の2点について耐火被覆の調査が必要となることが挙げられる。
- ④ 不燃材料とは、鉄、コンクリート、ガラス、モルタルなどで、40分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じなく、また避難上有害な煙やガスを生じない仕上げ材料のことである。

第4問 「建築設備」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合は、所定の厚さ以上の鉄板やステンレス板により製作することが法で定められており、耐火被覆は必要ない。
- ② 電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第一種」を使用することが多くみられる。
- ③ 建築基準法上では、建築設備を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突、昇降機若しくは避雷針」と定義している。
- ④ 昇降機のシャフト（昇降路）に、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿は施工されていない。

第5問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け工法のみである。
- ② 書面調査の前に改修履歴や設備更新履歴を把握することも重要なので、建築物所有者・管理者から事前に情報を得ることも重要である。
- ③ 石綿含有吹き付けパーライトは、耐火被覆が必要とされる部位に使用されている。
- ④ 石綿含有吹き付けロックウールの「乾式吹付け」の主材料は、工場で配合された「石綿」「ロックウール」「バーミキュライト」と「水」である。

第6問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 石綿を含有している保温材は、1920年代から建築物、構造物、船舶などに多く使用されており、高温や低温の液体用の配管用鋼管、タンク、タービン、焼却炉の外周部などの保温、断熱、防露を目的として使用されていた。
- ② けい酸カルシウム板には第一種と第二種があり、第一種はレベル2の建材で、厚さは6・8・12mmなどと薄いため、けい酸カルシウム板第二種と見分けることができる。
- ③ レベル2の石綿含有建材は、各メーカーから提供されていた情報から、石綿含有建材の製造時期がわかっており、最終製造年は明確である。
- ④ 石綿を含有している断熱材には、煙突用石綿断熱材と屋根用折板石綿断熱材があり、煙突用石綿断熱材は、円筒型のみである。

第7問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① レベル3の石綿含有建材の対象となる法律は、石綿則のみとなる。
- ② 建築物の石綿含有建材調査は、施工時期又はそれぞれの材料の製造時期のいずれか一方を把握することが大切である。
- ③ 調査対象建築物の施工時期がわかってもレベル3の石綿含有建材を推定することはできない。
- ④ 事前調査において石綿無しと判断するには、終期以降の製品も、メーカーから個別に証明書を取り寄せたり、分析により確認する。製品を確認できない場合は石綿含有とみなすか、分析により確認する。

第8問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地には使用されていない。
- ② 「aマーク」は、メーカー等の自主的な表示で、平成元年に石綿含有率5重量パーセント超の製品を対象とし、法改正により、平成7年には石綿含有率1重量パーセント超に変更された。
- ③ せっこうボードのうち、昭和45年から昭和61年に製造された製品には、石綿を含有するものはない。
- ④ 石綿含有パーライト板は、主に、一般住宅の軒天井材に使用されている。

第9問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有スレート波板は、軽量で強度があることから、多くは工場などの屋根（大波）、壁（小波）に使われ、中波は使用された数は少ないが、屋根・壁に使用されている。
- ② 石綿含有ビニル床シートの裏面には、必ず製品名などの印字がある。
- ③ 石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品の厚さが厚く、踏み割れることはない。
- ④ 強雨石綿含有ルーフィングは、目視で、石綿が含有されているか否かの識別が可能である。

第10問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有シール材は、配管やダクトの気密性、液密性を保つためのものであり、静止した部分で使用されるものが「パッキン」、可動部などで使用されるものが「ガスケット」である。
- ② 石綿含有接着剤は、JIS規格に適合しない製品も製造・販売されており、石綿を使用しているものがあるので注意が必要である。
- ③ 石綿含有シール材は、建築物では、主に配管やダクトの継ぎ目に使用されたが、建築物以外の工作物の配管や機械（オイル漏れ防止）には使用されていない。
- ④ 建築用仕上塗材には、吹付け材と称されていた時期もあるなど、飛散性の極めて高い仕上げ材料であり、吹付け石綿等と同様の維持管理と対策が求められる。

第11問 「書面調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 石綿調査の第1段階は、試料採取および分析から始まる。
- ② 書面調査で石綿等の使用状況が把握できた場合は、目視調査を実施せず書面調査を以て調査を終了することができる。【2006（平成18）年9月の石綿等の製造禁止以降に着工した建築物等を除く】
- ③ 設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているので、建築物の現状を現したものとして考えてよい。
- ④ 書面調査は、目視調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであるから省略すべきでない。

第12問 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 図面上の情報はあくまで図面に基づいて施工された段階の仕上がりを示しており、現在までの利用過程における改修作業等は反映されていないので、注意が必要である。
- ② 竣工図は、竣工時に設計図書（建築確認図を含む）を修正し、竣工書類の一つとして引き渡す図面なので、テナント工事の未記入、修正ミス、記入漏れはほとんど無く、現場との整合が取れている。
- ③ 建築物を建設するにあたり、担当官庁（建築指導課・消防署など）に建築物を建てる許可を得るために「総合仮設計画申請書」や各申請書類などを提出する。この時の図面を総合仮設計画面図と言う。
- ④ 図面は石綿含有建材建材の情報を網羅しており、図面からの情報によって石綿含有建材の利用状況を判断できるので、現地での使用状況を1つ1つ丁寧に現認する必要はない。

第13問 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 電気・衛生設備図面からは、空調ダクトフランジの石綿含有ガスケット、排水の石綿セメント管、防火区画貫通部処理などの情報は得られない。
- ② 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合でも、建築物売買の際に建築図面が必要となるため、建築図面が紛失されているケースはほとんどない。
- ③ 図面からの情報は調査における補助的な位置づけであり、現地での確認状況を優先することは言うまでもない。
- ④ 内部仕上表には、間仕切壁や天井裏、ペリメータカウンター内や外壁等の裏打ちなどの直接見ることのできない部分の建材も記載されている。

第14問 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的か非意図的かを問わず工場等で混入していたという情報である。
- ② 「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間の情報を検索できるが、石綿の種類・含有率については検索できない。
- ③ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は公認されたものであるため、データベースで検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明となる。
- ④ 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。

+

第1問 「目視調査の流れ」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であるが、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分については調査を省略できる。
- ② 石綿含有建材調査者は、事前調査をするにあたり、所有者からの情報は曖昧なものが多く時間が無駄になるので、打ち合わせを行う必要はなく、書面等からの情報だけで計画を立てることを心掛ける必要がある。
- ③ 一般に機械室やビル管理人などの居室、パイプシャフトの内部床、造作されたロッカーキャビネットなどの下などは、建築物の竣工当初の状態が保たれていることが多いので、これらの部屋で確認した建材とは明らかに施工年が違うような建材が使われていれば、改修履歴のあったことがわかる。
- ④ 目視調査では、発注者のさまざまな制約条件があるので、事前に計画を立てても無駄になることが多いため、石綿含有建材調査者のその場その場での判断により実施するのが最も効率的である。

第2問 「事前準備」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、取替え式防じんマスク（RS2又はRL2）と同等以上の性能を有するものとする。
- ② 調査に必要な用品には、工業用ファイバースコープ、レーザー距離計、スモークテスター、PS 専用の扉ハンドル、下地検知器、HEPAフィルタ付き真空掃除機などがある。
- ③ 試料採取時には、石綿の調査であることを第三者には知られたくないので、ビジネススーツ等の平服で調査することが適切である。
- ④ 調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また現場が暗所である場合には「投光器」などが必要となるが、調査対象の現場の状況は行ってみないとわからないので、事前に準備する必要はない。

第3問 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 目視調査に臨む基本姿勢として、現場はさまざまな状況があり、動線計画を事前に立てても無駄になることが多く、効率的ではない。
- ② 目視調査に臨む姿勢として、同一パターンの部屋である場合は、他の部屋での試料を多めに採取し、それを小分けにして他の部屋の試料として分析調査することで効率化を図ることができる。
- ③ 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているが、建築時期が不明なため、石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な参考にはならない。
- ④ 目視調査に臨む基本姿勢として、狭隘部での調査の後は、作業衣の背中などに繊維が付着していないことなどを点検し、調査終了時には使用した用品の洗浄や試料の確認、石綿含有建材調査者自身の「洗顔」「うがい」などを励行する。

第4問 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 調査にあたっては書面調査のみで判断せず、令和3年4月以降は、平成18年9月の石綿の製造、使用等の禁止以降に着工した建築物等を除き、必ず目視調査を行い、現物を確認することが必要である。
- ② 機械室などの現状の仕上げが比較的新しく見えた場合は、間違いなく改修工事があったことの証なので、あえて、関係者等へのヒアリングで確かめる必要はない。
- ③ 石綿含有建材の使用の有無については、改修工事が行われた場合でも、設計図書等に必ず明記されている。
- ④ レベル3の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所に使用もされており、法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）では使用されていない。

第5問 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 試料採取の注意事項として、採取する際には室内を閉め切り、石綿含有建材調査者のばく露を防止するため、換気扇を稼働させる。
- ② 試料採取の注意事項として、採取する際には、飛散抑制剤等で湿潤する。
- ③ 石綿含有建材調査者の石綿調査時の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「12カ月以内ごとに1回」、定期的に医師による健康診断を受けなければならない。
- ④ 目視調査まで行っても石綿の有無が不明な場合、必ず分析を行わないと石綿含有と「みなす」ことはできない。

第6問 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有成形板の裏面確認において、認定番号からは、「不燃」「準不燃」「難燃」の区別はつかない。
- ② 調査において、同種の建材が繰り返し使われている場合は、同一建材とみなすことができる。
- ③ 工場や車庫などの壁材や天井材は、スレート波板を使用していることも多く、スレート波板は現在は石綿を含んでいないものが製造されているため、部分的に改修・交換している場合もある。
- ④ 目視調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できないような場所が見つかった場合は、調査を割愛し、調査報告書への記載も必要としない。

第7問 写真の建材の裏面から得られる情報①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 国土交通大臣認定不燃材料NM-8314は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ② アスノンという製品名は、メーカー名を調べる手がかりにはならない。
- ③ 無石綿と表示されているので、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。
- ④ アスノンという製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとはならない。



第8問 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が「均一」である。
- ② 試料採取にあたって、HEPAフィルタ付き真空掃除機、養生シートはどのような場合であっても使用しないため、準備する必要はない。
- ③ 採取試料は、あらかじめ調査計画段階で「建築物石綿含有建材調査者のみの考え方」で、仮決定しておく、その後の調査が円滑に進められることも多い。
- ④ 書面調査及び目視調査等で、石綿含有の有無が明らかとならなかったものについては分析を行う必要がある。

第9問 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地の中間地点までの試料の採取を前提に行う。
- ② 吹付け材においては、施工年によっては、石綿含有のものと無石綿のものとが混在している時期がある。
- ③ 平屋建ての建築物で施工範囲が3000㎡未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の2箇所以上、1箇所当たり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- ④ 内外装仕上げ材の下に、レベル1建材が存在する事例は特にない。

第10問 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 吹付け材を除く耐火被覆材は施工部位が梁、柱に限らずあらゆる箇所が施工範囲となっている。
- ② 煙突用断熱材の試料採取に当たっては、代表的な1箇所において、10立方センチメートル程度の試料を採取する。
- ③ 保温材の場合は、使用目的から、配管表層部の温度が高温となっている場合があり、表層部に接触している保温材の材質（石綿を含め）が変化している可能性があるが、試料採取してもよい。
- ④ 煙突用断熱材には、煙道側に断熱層がある場合と、煙道側の円筒管の裏側に断熱層がある場合がある。

第11問 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 建築用仕上塗材の試料の採取は粉じんが飛散しないように採取面に無じん水を散布（噴霧）してから、カッターナイフ、スクレーパ等で仕上塗材表面部分から仕上塗材内部に刃先を入れ少しずつ剥離、採取する。
- ② 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、「製品名」を特定できるので、分析の必要は特にない。
- ③ 形成板の試料の採取は、試料採取範囲から2箇所を選定して、1箇所あたり100平方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- ④ 採取した試料を分析機関に提出する際は、試料採取者と整理する者を分け、分業して実施するほうが効率がよい。

第12問 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 現地での調査写真撮影は、報告書を作成する石綿含有建材調査者とは別の者に行わせなければならない。
- ② 調査の記録について、調査する部屋が多いときは、調査をスムーズに終わらせるため、全部屋の調査を終了してから調査メモを作成する。
- ③ 石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし（劣化が見られない）」という2局化した分類のみではなく、その中間に該当する抽象的な表現だが「やや劣化」という分類が必要となってくる。
- ④ 石綿含有建材調査者は、維持管理の注意事項を調査報告書に記載する際に、「年に数回程度の入室者」「将来の改修工事の作業員」に対して、粉じんばく露の可能性のあることを伝える必要はない。

第13問 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 「劣化なし」とは、おおむね全般的に損傷箇所や、毛羽立ちなどの劣化が進んだ様子が見受けられない状態をいうが、全般的に表面などの劣化が進み、毛羽立ちなどが発生している状態も含まれる。
- ② 調査する部屋に天井にボードがある場合は、囲い込み工事済みと考え、飛散の可能性はない、若しくは低いと安易に判断してはならない。
- ③ 吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ちなどは、石綿含有吹付けロックウールと較べて非常に多い。
- ④ 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達において、「石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す」ことは定められていない。

第14問 「建材の石綿分析」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.5%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
- ② 石綿分析の流れは、まず定量分析を行い、石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。
- ③ 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことも可能である。
- ④ アスベスト分析マニュアルでは、定量分析方法1（X線回折分析法）は、X線回折分析法と位相差分散顕微鏡法を併用した定性分析方法で、判定基準に基づいて石綿含有の有無を判断する方法である。

V 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

第1問 「目視調査総括票の記入」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 建築物の概要欄における建築物所在地は、「地番・家屋番号」を記入する。
- ② 所有者情報提供依頼概要欄における改修工事歴は、どの部屋を改修したか、その際に石綿処理歴が存在するかを確認する。また、所有者が変わったなどで不明の場合は「空欄」とする。
- ③ 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋だけの記載ではなく、調査できなかった部屋も含め、全部屋について記載する。
- ④ 今回調査できなかった箇所欄において、部屋への立ち入りができず検体採取ができなかった等の問題で、試料採取が不可能な箇所については、その詳細は記載しなくてよい。

第2問 「目視調査個票の記入」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 同じような部屋を次々と調査するような場合には、効率よく調査を行う必要があるため、調査対象部屋内でメモ書きなどをすることは避け、調査完了後速やかに部屋ごとの調査結果をまとめておく。
- ② 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。
- ③ 部屋ごとの記入における劣化度の判定は石綿含有建材調査者の技術として重要であるが、必須の記入項目ではないので、劣化の程度が判別できないときは空欄とし、安易な判断をしないよう努めなければならない。
- ④ 写真集の作成にあたっては、調査に補助員がいる場合でも、調査報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとならないと、編集時に混乱をきたすことになる。

第3問 「調査報告書の作成」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを記載する。
- ② 目視調査個票は調査した「部位」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
- ③ 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を入手した結果、調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果であった場合は、分析機関の判定を採用することが重要である。
- ④ 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿を含有しない建材については、報告する必要はない。

第4問 次の①～④のうち、事前調査記録の記載事項に含まれないものを選びなさい。

- ① 事業者の名称、住所及び電話番号
- ② 調査対象の建築物等の竣工日等
- ③ 事前調査を行った部分での材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合はその旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断根拠
- ④ 目視による確認が困難な材料の有無及び場所

第5問 「所有者等への報告」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、建築物の所有者からの依頼を受けて、目視調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた調査報告書を建築物の所有者等に報告する。
- ② 建築物の所有者等へ調査報告書には、目視調査総括票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれるが、目視調査個票は省略することができる。
- ③ 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合、守秘義務があるため、施工者に調査報告書を開示できない。
- ④ 建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。